

【テーマ】"身近な地域の中での支えあい"について、あなたのやりたいことを書いてください。
(800字以内) ※任意様式(パソコンでの作成・原稿用紙等)で提出していただいても結構です。 (作文様式)

																			100
																			200
																			300
																			400
																			500
																			600
																			700
																			800

第5次名東区地域福祉活動計画推進会議設置要綱

(目的)

第1条 名東区における社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会(以下、「区社協」という。)が推進する第5次名東区地域福祉活動計画(以下、「活動計画」という。)を推進するために区社協に第5次名東区地域福祉活動計画推進会議(以下、「推進会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、次の各号に属する推進委員27名以内で構成する。

(1)区社協理事、顧問、監事

(2)作業部会委員の代表

(3)その他区社協会長が認める者

2 推進会議に会長及び副会長を各1名置き、推進委員の互選により選出する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(任期)

第3条 推進委員の任期は、活動計画の計画期間である令和11年3月31日までとする。

(作業部会)

第4条 活動計画の推進に関し、必要な資料の収集、調査およびその他各種の研究を行うために推進会議のもとに作業部会を設置する。

2 作業部会の部会委員は、次の各号に属する者とし、区社協会長が委嘱する。

(1) 第5次名東区地域福祉活動計画策定委員会作業部会委員 (2) 社会福祉関係者等

(3) その他区社協会長が認める者

3 作業部会に部会長および副部会長を置き、部会委員の互選により選出する。

4 部会長は、作業部会を代表し、会務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議および作業部会の会議は、委員長及び部会長が招集し、議長となる。

2 策定委員会および作業部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、区社協事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年3月11日から施行する。